明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二九四）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（同二九五）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十三事業年度決算等、独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告